

(2)

ハガキ  
木太  
ヤマ

## 小判自動車解約を報告し 併せて全市民の御同情を仰ぐ

全市民諸君、年々多く在の際吾等の水木スマトライキが諸賢に對し一通りならぬ

御迷惑を掛けにした事を陳謝致します。

しかし私共の窮屈迫して生計が餘儀なく之れを実行せしめたりである事や既

に御迷惑の事と存じます。

元來當令町は他社と比較して一理當り料金が拾便格安になつて居るのであり

ます。一理料金四拾錢也(しかし此の料金は依然として据置く事とし、そして私

共令會社に漸く一致點を見出しこ足とは云ひ難いのであります)が結果別

項の如き條件を以て開満解決を見ることになりました。之れ福に公正なる令會の與

論が令會社役を以て私共の要要求を容れざるを得ない状態に導いたものと存じ深

く感謝致します。斯くて今朝から湖々平常通り営業致す事となりました。

全市民諸君希くに私の自動車を御利用下さい。吾々も本勞働總同盟の會員

食であります。従つて迅速な親切を旨とし、諸賢の御同情に附ひん事を誓ふも

のであります。尚一層の御同情と御眷顧とを仰願いたします。

大正十四年十二月三十一日 日本自動車組合 小型支部

## 小型自動車解約協議解決條項

件名: 未だ其現況見ざるに先じて、かく申述べたところを據て、事務局のための

小自動車組合は日本自動車組合、即ち本支会を通じて一切の契約及び取扱の改訂を奉じ

一、日本自動車組合、運輸省、地方支知事より各三名の委員会を設し、同委員会は大

正十五年一月十五日至三十一日止の間を定す。

二、該業者に機械入の事例があること。

三、車輌料は該業者にて復するまで當分の間を定す。

四、精算額一筆を期せず三十日以内に清算する場合は一名に付七十圓に満たさぬを條件となす。

五、精算所に可及的急速に清算すべし。

六、右の外荷運條件は會社は成る程見て置くべき事。

七、今回加えを取出したら四名に對して是等を圖謀する趣向より扣入權及自動車譲渡契約の

右資格者に課せられると並に其子娘弟等で現代理器手に依る権限を失す。

八、以上

大正十四年十二月二十八日 路交通梗概本尙 倘 要 約 人 方

小判令議開代表 松岡駒吉殿 支配人 高桑義

▲另外本公司用紙を使用してある。内空手印同名に於て、或に或四十回の内空票用紙

■此の書類は本令議開代表の小判用紙は甚しく重く積んであるが、此の方法です。